



島根県報

平成22年5月21日（金）

第2,189号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	3

【公 告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指 定	（中 小 企 業 課）	4
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4

【特定調達公告】

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務に係る随意契約の相手方等	（税 務 課）	4
-----------------------------------	---------	---

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		5
---------------------------	--	---

告 示

島根県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 5月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡瑞穂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

北野 正樹 邑智郡邑南町市木260番地
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地 4
小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地
川北 正松 邑智郡邑南町久喜507番地 1
柘植 正範 邑智郡邑南町原村11番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

植田 利助 邑智郡邑南町市木419番 8 地
實田 謙 邑智郡邑南町和田208番 1 地

2 就任年月日

平成22年 4月 6日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

北野 正樹 邑智郡邑南町市木260番地
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地 4
小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地
川北 正松 邑智郡邑南町久喜507番地 1
柘植 正範 邑智郡邑南町原村11番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

植田 利助 邑智郡邑南町市木419番 8 地
實田 謙 邑智郡邑南町和田208番 1 地

島根県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 5月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市矢尾町字石臼10、1101から1103まで、1119から1121まで、1123

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 5月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町高津屋184－5、185－7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第366号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成18年島根県告示第532号による保険に付すべき義務は、平成22年4月24日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 5月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

仁摩町加入区

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成22年 5月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番 号	名 称	住 所	指定期間
22-1	前島工業株式会社	島根県八束郡東出雲町出雲郷672	平成22年 5月 6日 ～ 平成23年 5月 5日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年 5月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市赤江町字三ツ頭26番5、26番6

面積 577.84平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町720番地

仙田 桂寿

仙田 雪菜

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年 5月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 田上 正史

島根県松江市学園南二丁目10番14号

- 5 随意契約に係る契約金額
41,630,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、美郷町選挙管理委員会及び海士町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 5 月 21 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所在地	取消年月日
美郷町山村開発センター	邑智郡美郷町粕淵166番地 1	平成22年 3 月 2 日
粕淵集会所	邑智郡美郷町粕淵178番地 4	平成22年 3 月 2 日
高梨集会所	邑智郡美郷町都賀行582番地27	平成22年 3 月 2 日
御領集会所	邑智郡美郷町都賀本郷462番地11	平成22年 3 月 2 日
基幹集落センター	邑智郡美郷町都賀西281番地	平成22年 3 月 2 日
長藤集会所	邑智郡美郷町長藤219番地14	平成22年 3 月 2 日
都賀本郷地区自治集会所	邑智郡美郷町都賀本郷329番地 1	平成22年 3 月 2 日
築瀬集会所	邑智郡美郷町築瀬1711番地 1	平成22年 3 月 2 日
乙原集会所	邑智郡美郷町乙原59番地 4	平成22年 3 月 2 日
隠岐開発総合センター	隠岐郡海士町大字海士1490番地	平成22年 5 月 10 日